

G7広島サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例をここに公布する。

令和五年三月十三日

広島県知事 湯崎英彦

広島県条例第二号

G7広島サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、G7広島サミット（令和五年に広島県で開催される主要国首脳会議をいう。）の開催時における対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行を禁止することにより、要人の生命、身体又は財産に対する危険を未然に防止するとともに、会議の円滑な実施及び地域住民の安全の確保に資することを目的とする。（定義）

第二条 この条例において「対象地域」とは、次条第一項の規定により知事が指定した地域をいう。

2 この条例において「対象施設」とは、第四条第一項の規定により知事が指定した施設をいう。

3 この条例において「対象施設周辺地域」とは、第四条第二項の規定により知事が指定した地域（海域を含む。）をいう。

4 この条例において「小型無人機」とは、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第二条第三項に規定する小型無人機をいう。

5 この条例において「要人」とは、内閣総理大臣、外務大臣その他これらに準ずる地位にある者及びそれらの配偶者並びに別表に定める外国要人をいう。（対象地域の指定等）

第三条 知事は、第一条の目的に照らしその地域の上空における小型無人機の飛行による要人の生命、身体又は財産に対する危険を未然に防止することが必要であると認める次に掲げる地域を、対象地域として指定することができる。

- 一 広島市南区元宇品町及びその周囲おおむね二千五百メートルの地域（海域を含む。）として知事が指定する地域
- 二 三原市本郷町善入寺に所在する広島空港及びその周囲おおむね千メートルの地域として知事が指定する地域

三 第一条の目的に照らし、小型無人機の飛行による危険を未然に防止することが必要であると知事が認める町又は字の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第二百六十条第一項に規定する市町の区域内の町又は字の区域をいう。）及びその周囲おおむね三百メートルの範囲内の地域（海域を含む。）として知事が指定する地域

2 知事は、前項の規定により対象地域を指定するときは、期間を定めて指定するものとする。

3 知事は、第一項の規定により対象地域を指定しようとするときは、あらかじめ、警察本部長と協議しなければならない。

4 知事は、対象地域を指定するときは、その旨、期間及び対象となる地域を告示するものとする。

5 知事は、対象地域についてその指定の必要がなくなつたと認めるとときは、第二項の規定にかかわらず直ちにその指定を解除するものとする。

6 知事は、前項の規定による解除をしたときは、その旨を告示するものとする。
(対象施設等の指定等)

第四条 知事は、第一条の目的に照らしその施設の上空における小型無人機の飛行による要人の生命、身体又は財産に対する危険を未然に防止することが必要であると認める施設を、対象施設として指定することができる。この場合において、知事は、当該対象施設の敷地（一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をいう。以下同じ。）又は区域を併せて指定するものとする。

2 知事は、前項の規定により対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域を指定するときは、当該対象施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね三百メートルの地域を、当該対象施設に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。

3 知事は、前二項の規定により対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域並びに対象施設周辺地域を指定するときは、期間を定めて指定するものとする。

4 知事は、第一項及び第二項の規定により対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域並びに対象施設周辺地域を指定しようとするとときは、あらかじめ、警察本部長と協議しなければならない。

5 知事は、対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域並びに対象施設周辺地域を指定するときは、その旨、期間、当該対象施設の名称、所在地及び敷地又は区域並びに当該対象施設に係る対象施設周辺地域を告示するものとする。

6 知事は、対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域並びに対象施設周辺地域についてその指定の必要がなくなつたと認めるときは、第三項の規定にかかわらず直ちにその指定を解除するものとする。

7 知事は、前項の規定による解除をしたときは、その旨を告示するものとする。
(対象地域等の上空における小型無人機の飛行の禁止)

第五条 何人も、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、令和五年四月十九日から同年五月

二十二日までの期間の範囲内で当該各号に定める期間については、対象地域及び対象施設周辺地域の上空において、小型無人機を飛行させはならない。

一 対象地域 第三条第二項の規定により知事が指定した期間

二 対象施設周辺地域 前条第三項の規定により知事が指定した期間

2 前項の規定は、次に掲げる小型無人機の飛行については、適用しない。

一 知事及び土地の所有者又は占有者（正当な権原を有する者に限る。以下「土地所有者等」という。）の同意を得た者が対象地域の上空において行う小型無人機の飛行

二 対象施設の管理者又はその同意を得た者が当該対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行う小型無人機の飛行

三 土地所有者等又はその同意を得た者が対象施設周辺地域内における当該土地の上空において行う小型無人機の飛行

四 国又は地方公共団体の業務を行うための小型無人機の飛行

3 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項第一号の同意をしてはならない。

一 対象地域の上空において、小型無人機を飛行させることにより、要人に危険が生じるおそれがあると認めるとき。

二 要人の警備の妨げになるおそれがあると認めるとき。

三 前二号に準ずるものとして知事が必要と認めるとき。

4 第二項の規定により小型無人機を飛行させようとする者は、次条に定める方法により、あらかじめ、その旨を当該小型無人機の飛行に係る対象地域又は対象施設周辺地域を管轄する警察署長（当該対象地域又は当該対象施設周辺地域が二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長。以下「所轄警察署長」という。）を経由して、公安委員会に通報しなければならない。

（通報の方法）

第六条 前条第二項第一号から第三号までに掲げる小型無人機の飛行を行おうとする者のうち対象施設の管理者又は土地所有者等（以下「施設管理者等」という。）及び前条第二項第四号に掲げる小型無人機の飛行を行おうとする者（以下「公務操縦者」という。）が行う同条第四項の規定による通報は、小型無人機の飛行を開始する日の七日前（災害その他緊急かつやむを得ない場合にあっては、小型無人機の飛行を開始する前）までに、次に掲げる事項を通報して行うものとする。

- 一 通報者の氏名、生年月日、住所及び連絡先
- 二 小型無人機の飛行を行う目的
- 三 小型無人機の飛行を行う日時
- 四 小型無人機の飛行に係る対象地域又は対象施設周辺地域内の区域
- 五 小型無人機の飛行に係る機器の種類及び大きさ、形状、重量、製造番号その他の特徴
- 六 小型無人機の飛行に係る機器の登録記号（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一

号) 第百三十二条の四第三項の規定により通知された登録記号をいう。)

七 操縦者の氏名、生年月日、住所及び連絡先

八 操縦者の勤務先の名称、所在地及び連絡先（操縦者が当該者の勤務先の業務として小型無人機の飛行を行おうとする場合に限る。）

九 前各号に掲げるもののほか、別に公安委員会が定める事項

2 前項の規定は、施設管理者等及び公務操縦者以外の者が行う前条第四項の規定による通報について準用する。この場合において、同項中「通報は」とあるのは、「通報は、知事及び土地所有者等又は施設管理者等の同意を得た上で」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による通報（前項において準用する場合を含む。）の際には、次に掲げる書類を提出するものとする。ただし、災害その他緊急かつやむを得ない場合にあっては、口頭その他適切な方法により行うことができる。

一 小型無人機の飛行場所、操縦する場所及び監視する場所を表示した図面

二 飛行させる小型無人機の写真（当該機器の全体及び製造番号等を写したもの）及び仕様書

三 施設管理者等及び公務操縦者以外の者が行う小型無人機の飛行の場合にあつては、知事及び土地所有者等又は施設管理者等の氏名、住所、連絡先及びその同意を行つた年月日を記載した書面の写し

四 公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機の飛行を行うことを証明する書面の写し（公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機の飛行を行う場合に限る。）

五 前各号に掲げるもののほか、公安委員会が必要と認める書類

4 第一項の規定による通報（第二項において準用する場合を含む。）をした者は、第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、小型無人機の飛行を開始する前までに、所轄警察署長を経由して公安委員会に通報しなければならない。

（関係機関への協力要請）

第七条 知事は、第五条第二項第一号に規定する同意を求められたときは、国及び地方公共団体の関係機関に対し必要な情報を提供し、協力を求めることができる。

2 公安委員会は、第五条第四項又は前条第一項の規定による通報を受けたときは、国及び地方公共団体の関係機関に対し必要な情報を提供し、協力を求めることができる。
（安全の確保のための措置）

第八条 警察官は、第五条第一項又は第四項の規定に違反して小型無人機の飛行が行われていると認められる場合には、当該小型無人機の飛行を行っている者に対し、当該小型無人機を対象地域又は対象施設周辺地域の上空から退去させることその他の要人の生命、身体又は財産に対する危険を未然に防止するために必要な措置をとることを命じることができる。

2 前項に規定する場合において、同項の措置をとることを命じられた者が当該措置をと

らないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、要人の生命、身体又は財産に対する危険を未然に防止すとまがないときは、警察官は、要人の生命、身体又は財産に対する危険を未然に防止するためやむを得ないと認められる限度において、当該小型無人機の飛行の妨害、当該小型無人機に係る機器の破損その他の必要な措置をとることができる。

3 県は、前項の規定による措置が行われたときは、当該措置により損失を受けた者（第五条第一項又は第四項の規定に違反して小型無人機の飛行を行った者を除く。）に対し、当該措置により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

（罰則）

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項の規定に違反し、同項第一号の対象地域の上空で小型無人機の飛行を行つた者
- 二 第五条第一項の規定に違反し、同項第二号の対象施設周辺地域のうち、第四条第一項に規定する対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域の上空で小型無人機の飛行を行つた者
- 三 第八条第一項の規定による警察官の命令に違反した者
(委任)

第十条 この条例の実施に関する必要な事項は、規則又は公安委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失效）

2 この条例は、令和五年五月二十二日限り、その効力を失う。

（経過措置）

3 この条例の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この条例は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第二条関係）

四	三	二	一	外 国 要 人
			一	外国の元首（当該国の憲法に基づき元首の任務を遂行する団体の構成員を含む。）及び外国の元首の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族の構成員
四	三	二	二	外国の政府の長及び外国の政府の長の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族の構成員
			三	外国の外務大臣及びこれに同行する家族の構成員並びに外国の外務大臣に準ずる地位にある者
			四	外国の外務大臣以外の外国の大臣及びこれに同行する家族の構成員並びに外国の外務大臣以外の外国の大臣に準ずる地位にある者

六	五
前各号に掲げる者以外の者で、知事がこれらの者と同等の接遇を行う必要があると認めて指定するもの	国際連合の事務総長及び事務次長並びに我が国が加盟国となつてゐる国際機関の事務局長並びにこれらに同行する家族の構成員